首里城復興応援支援事業補助金交付要綱

令和８年　10 月 5 日経済観光部長決裁

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、首里城復興応援支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第 2 条　この補助金は、民間事業者等が自主的に行う、沖縄県より認定を受けた首里城応援事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することによって、首里城正殿の完成を祝い、首里城復興への機運醸成及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第 3 条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当するもの。

ア. 市内に本店若しくは支店等の事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。）

イ. 市内に住所若しくは主たる事業所を有する個人事業主

ウ. 法人格の有無を問わず、複数の構成員により組織され、市内に代表者の住所若しくは主たる事務所を有する団体

(2) 市町村税の滞納がないこと。

(3) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署等に関係情報の照会を行うことについて承諾できること。

(4) 同一の事業について、国、県又は他の公的助成機関等からの助成（補助金、助成金等）の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。

（補助対象事業）

第 4 条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、首里城正殿完成記念事業推進連絡会（沖縄県、那覇市、一般財団法人沖縄美ら島財団で構成）が実施する「首里城正殿完成記念事業」における「応援事業」の承認を受けていること。

（補助対象経費）

第 5 条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接要する経費のうち、別表に定めるとおりとする。

（補助率及び補助上限額）

第 6 条　補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内に相当する額とし、補助金の交付上限額は、次の各号に掲げる区分に応じて定める額とする。

(1) 補助対象者が単独で実施する場合:10 万円

(2) 補助対象者が複数の事業者で共同して実施する場合:30 万円

（交付の申請）

第 7 条　補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第 2 号様式）

(2) 経費明細書（第 3 号様式）

(3) 誓約書（第 4 号様式）

(4) 首里城正殿完成記念事業「応援事業」承認通知書の写し

(5) 市内に事業所又は住所を有することが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届、住民票の写し等）

(6) 市町村税の納税証明書（未納がないことの証明ができる書類）

(7) その他市長が必要と認める書類

2　前項の補助金の交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る経費として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3　交付の申請金額は、千円未満切り捨てとする。

（交付の決定）

第 8 条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

2　市長は、交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3　市長は、前条第 2 項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4　市長は、補助金を交付することが不適当と認めた時は、不交付決定通知書（第 6 号様式）により通知する。

（補助対象事業の変更等）

第 9 条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ変更承認申請書（第 7 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1)補助の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(2)補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2　補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第 9 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3　市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第 10 条　補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、交付申請取下届出書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

（事故報告）

第 11 条　補助事業者は、補助対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第 12 号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 12 条　補助事業者は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について、市長が報告を求めたときは速やかに遂行状況報告書（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 13 条　補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、その完了若しくは承認の日から起算して 14 日を経過した日、又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 1 日のいずれか早い日までに、実績報告書（第 14 号様式）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（第 15 号様式）

(2) 収支決算書（第 16 号様式）

(3) 補助対象経費の支払を証明する書類（契約書、請求書及び領収書等の写し）

(4) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真、成果物（作成したパンフレット、開発商品等）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条　市長は、前条の事業報告書の提出を受けたときは、その内容の審査により、その報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第 17号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10．95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第 15 条　補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2　補助事業者は、前項の規定による通知を受けた後、交付請求書（第 18 号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 16 条　補助事業者は、第 14 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第 19 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3　前項の返還については、第 14 条第 2 項の規定を準用する。

（交付決定の取消し等）

第 17 条　市長は、第 9 条第 2 項の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令又はこの要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前 2 項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

4 市長は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10．95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

5 第 3 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 条第 2 項の規定を

準用する。

（書類の保存）

第 18 条　補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び関係書類を、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 19 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和 8 年　月　日から施行する。

別表（第５条関係）補助対象経費の区分

補助対象区分	主な対象経費(例)
1.広報・プロモーションに係る経費 ※首里城正殿完成の祝賀ムード、復興機運醸成及び本応援事業のPR・情報発信に直接必要となる経費	・チラシ、ポスター、パンフレット等のデザイン ・印刷製本費・看板、のぼり、タペストリー等の制作・設置費 ・特設ウェブサイト、特設SNSアカウントの構築 ・デザイン・改修費・新聞、雑誌、ウェブ、SNS等の広告出稿料 ・メディア掲載料・PR動画、プロモーション映像の撮影 ・編集委託費 ・その他、広報・プロモーションに係る経費と認められるもの
2.商品・サービス開発に係る経費 ※首里城正殿完成を記念し新規に企画・開発する商品に直接要する経費	・新商品のパッケージ、台紙、ロゴ配置等のデザイン委託費 ・新商品（菓子、伝統工芸品、グッズ等）の試作品制作に係る材料費（原材料費、外部加工賃） ・商品に貼付、同封する「認定ロゴマーク」を印字したシール、タグ、パッケージ等の印刷、制作費 ・新サービス提供に必要なメニュー表、専用ツールのデザイン、制作費 ・その他、商品・サービス開発に係る経費と認められるもの
3.事務局運営に係る経費 ※補助対象事業の計画、県外での機運醸成イベントの開催、その他事業の実施・運営に直接必要不可欠と認められる経費	・県外でのイベント開催における航空運賃、宿泊料 ※宿泊料は開催日数分に限る ・イベント会場に係る使用料 ・イベント資材、開発商品サンプル等の運搬・郵送に係る配送費 ・イベント会場使用料、付帯設備料金等 ・本補助対象事業の実施に直接従事する臨時の外部アルバイト、受付・案内等のスタッフに対する賃金 ・その他、事務局運営に係る経費と認められるもの

【備考】次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除く。

・補助対象事業と直接関係のない、目的外の用途に係る経費

・他の事業と明確な区分が困難な経費

・支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費

・既存事業に活用する等、専ら補助対象事業のために使用されると認められない経費

・上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

第１号様式（第７条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

首里城復興応援支援事業補助金　交付申請書

首里城復興応援支援事業補助金交付申請書交付要綱第７条の規定に基づき、補助金の交付を次のとおり申請します。

１．事業企画名	
２．首里城正殿完成記念事業「応援事業」認定番号	認定番号:第　　号（認定日:令和　　年　　月　　日）
３．補助事業実施期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
４．申請区分 （どちらかに☑をしてください）	□　単独による申請（上限 10 万円） □　共同（複数事業者）による申請（上限 30 万円） ※共同申請の場合は、代表事業者が申請し、計画書に共同事業者の情報を記載してください。
５．補助金申請額 （※第３号様式の「補助金申請額」と同額を記載）	金　　円
６．添付書類 （提出するものに☑をしてください）	□　事業計画書（第２号様式） □　経費明細書（第３号様式） □　誓約書（第４号様式） □　首里城正殿完成記念事業「応援事業」承認通知書の写し □　市内に事業所又は住所を有することが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届の写し等） □　市町村税の納税証明書（未納がないことの証明書） □　組織及び活動状況が確認できる書類（規約又は会則の写し、役員名簿等）※法人又は団体のみ
担当者	氏名:
	連絡先:
	メールアドレス:

第 2 号様式(第 7 条第 1 項関係)

事 業 計 画 書

1. 申請者の概要 ※⑵共同申請の場合のみ。 全ての共同事業者の情報を 記載してください	(1)通常の事業内容 (2)共同事業者の情報 ・事業者名①: 所在地: ・事業者名②: 所在地:
2. 補助事業の具体的内容	(1)事業目的 (2)事業の実施期間 令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日 (3)事業内容(各区分に沿って具体的に記述) 【① 広報・プロモーション】 【② 商品・サービス開発】 【③ 事務局運営・旅費等】
3. 運営体制	(1)実施体制 (2)安全対策
4. 事業の期待される効果、 成果目標	(1)事業の期待される効果 (2)成果目標

※行数は適宜調整してください

第3号様式(第7条第1項関係)

経 費 明 細 書

【経費区分】	【経費細目】	【単価】	【数量】	【単位】	【予算額(円)】
合計					0

※補助金の交付対象となる経費のみを計上してください
※原則、金額は税抜き価格で記入してください
※枠が足りない場合は、行を追加して記入してください。

第 4 号様式(第 7 条第 1 項関係)

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

誓約書

首里城復興応援支援事業補助金の交付申請を行うにあたり、下記の事項について全て満たしていることを誓約します。

なお、このことに反する事実が判明したことにより給付金の交付の決定が取り消された場合には、交付された補助金を定められた期限内に全部または一部返還することについて同意します。

記

(1) 次のいずれかに該当するもの。
ア. 市内に本店若しくは支店等の事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する者をいう。)
イ. 市内に住所若しくは主たる事業所を有する個人事業主
ウ. 法人格の有無を問わず、複数の構成員により組織され、市内に代表者の住所若しくは主たる事務所を有する団体
(2) 市町村税を完納していること。
(3) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署等に関係情報の照会を行うことについて承諾できること。
(4) 本事業について、国、県又は他の公的助成機関等からの助成(補助金、助成金等)の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。
(5) 本事業の追跡調査に協力すること。

第５号様式（第８条関係）

那覇市指令経商第　　号
令和　年　月　日

所　在　地：
法人・団体名：
代表者役職：
氏名：　　様

那覇市長　　印

首里城復興応援支援事業補助金　交付決定通知書

令和　年　月　日付で申請のあった首里城復興応援支援事業補助金については、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1．補助事業の名称

2．補助金交付決定額　　金　　円

3．交付決定の条件
(1) 補助事業者は、首里城正殿完成記念応援支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び那覇市補助金交付規則（以下「規則」という。）を遵守すること。

(2) 上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに那覇市に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

4．補助対象期間
交付決定日　～　令和　年　月　日

第6号様式(第8条第4項関係)

那覇市指令経商第　　号
令和　年　月　日

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　様

那覇市長　　印

首里城復興応援支援事業補助金　不交付決定通知書

令和　年　月　日付で申請のあった首里城復興応援支援事業補助金については、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したので、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき通知します。

第 7 号様式(第 9 条第 1 項関係)

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

首里城復興応援支援事業補助金　変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付、那覇市指令経商第　　号にて交付決定通知のあった首里城復興応援支援事業補助金に係る補助事業について、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 変更の区分(いずれかに☑をしてください)
□ 事業内容の変更
□ 補助対象経費の配分変更(予算枠の移行など)

3. 変更の内容及び理由
【変更前】

【変更後】

【理由】

4. 添付書類(いずれかに☑をして添付してください)
□ 変更後の事業計画書(第 2 号様式に準ずる)
□ 変更後の経費明細書(第 3 号様式に準ずる)

※経費の変更を伴う場合は、変更前と変更後を対比した補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の分配額、経費の算出基礎が分かる書類を添付してください。

第８号様式(第９条第１項関係)

那覇市指令経商第　　号
令和　　年　月　日

所　在　地:
法人･団体名:
代表者役職:
氏名:　　様

那覇市長　　印

首里城復興応援支援事業補助金　変更承認決定通知書

令和　年　月　日付で申請のあった首里城復興応援支援事業補助金変更承認申請については、審査の結果、適当と認め、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助事業の名称

2. 変更の内容

3. 補助金交付決定額
(1) 変更後の補助対象経費　　: 金　　円
(2) 変更後の補助金交付決定額: 金　　円
（※当初の交付決定額: 金　　円）

4. 承認の条件
(1) 変更承認後の事業実施にあたっては、当初の交付決定に付された条件及び首里城復興応援支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
(2) 上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに那覇市に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

第 9 号様式(第 9 条第 2 項関係)

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

首里城復興応援支援事業補助金　中止(廃止)承認申請書

令和　　年　　月　　日付、那覇市指令経商第　　号にて交付決定通知のあった首里城復興応援支援事業補助金に係る補助事業について、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、事業を中止(廃止)したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 事業中止(廃止)年月日　　年　　月　　日

3. 事業を中止(廃止)する理由

第 10 号様式(第 9 条第 2 項関係)

那覇市指令第　　号
令和　　年　月　日

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　様

那覇市長　　印

首里城復興応援支援事業補助金　中止(廃止)承認決定通知書

令和　　年　　月　　日付で申請のあった首里城復興応援支援事業補助金中止(廃止)承認申請については、審査の結果、これを適当と認めたので、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

第 11 号様式(第 10 条関係)

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

首里城復興応援支援事業補助金　交付申請取下届書

令和　　年　　月　　日付、那覇市指令経商第　　号にて交付決定通知のあった首里城正殿完成記念応援事業補助金について、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、取下げしたいため、下記の通り届出をします。

記

1. 補助金の額　　金　　円

2. 交付申請年月日　　年　　月　　日

3. 取下げする理由

第 12 号様式(第 11 条関係)

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

首里城復興応援支援事業補助金　事故報告書

令和　　年　　月　　日付け那覇市指令経商第　　号にて補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記の事故が発生したので、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 事故の内容及びその原因

2. 現在の進捗状況

3. 現在までに要した経費

4. 事故に対する措置

5. 補助事業の遂行及び完了の予定

第 13 号様式(第 12 条関係)

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

首里城復興応援支援事業補助金　遂行状況報告書

令和　　年　　月　　日付け那覇市指令経商第　　号にて補助金の交付決定通知のあった補助事業について、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、遂行状況を下記の通り報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助対象経費の区分別収支概要

第 14 号様式(第 13 条関係)

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

首里城復興応援支援事業補助金　実績報告書

令和　　年　　月　　日付、那覇市指令経商第　　号にて交付決定を受けた首里城復興応援支援事業補助金に係る補助事業が完了しましたので、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の実施期間
　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

3. 補助金交付決定額
　金　　円

4. 補助金確定請求額
　金　　円

5. 添付書類(提出するものに☑をしてください)
- □ 事業報告書(第 15 号様式)
- □ 収支決算書(第 16 号様式)
- □ 補助対象経費の支払を証明する書類(契約書、請求書及び領収書等の写し)
 ※「領収書」は、宛名・金額・但書(補助対象経費の内容)が明確なもの。
- □ 補助事業の成果が確認できる資料・写真・成果物(現物または写真・コピー等)

第 15 号様式（第 13 条関係）

事業報告書

1. 補助事業の実施結果	
2. 補助事業の具体的な実績数値	
3. 実施内容（活動中の写真・成果物の貼付欄）※欄が足りない場合は別紙を添付	
【写真１：　　】	【写真２：　　】
【写真３：　　】	【写真４：　　】
4. 事業の実施効果と今後の展望	

第16号様式(第13条関係)

収 支 決 算 書

1. 収入の部

【収入細目】	【決算額(円)】	【備考】
合計(A)	0	

2. 支出の部

【経費区分】	【経費細目】	【予算額(円)】	【決算額(円)】	【差異(円)】	【証憑番号】
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
合計(B)		0	0	0	

※「領収書等写し」に証憑番号を記載し、上記の項目と一致させてください。

※金額は税抜き価格で記入してください。

申請区分(リストから選択)	
(支出合計B－収入合計A)×1/2＝	0
補助金確定請求額	入力エラー

第 17 号様式(第 14 条関係)

那覇市指令経商第　　号
令 和　　年　　月　　日

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　様

那覇市長　　印

首里城復興応援支援事業補助金　確定通知書

令和　年　月　日付、那覇市指令経商第　　号で交付決定を受けた当該事業について、下記のとおり補助金を確定したので、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 補助事業名

2. 交付決定額

3. 額の確定額

4. 返還すべき額

5. その他

第 18 号様式(第 15 条関係)

令和　年　月　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

首里城復興応援支援事業補助金　交付請求書

令和　年　月　日付、那覇市指令経商第　　号にて交付決定を受けた補助金について、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額	金　　円	
希望振込金融機関	銀行	支店
	農協	
	信金	
口座種類	普通　・　当座	
口座番号		
ﾌﾘｶﾞﾅ		
口座名義人		

※申請者(法人または個人事業主)と同一名義の口座に限ります。
※振込先口座を確認するため、通帳のコピー(見開き 1 ページ目の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義のフリガナがわかる箇所)を添付してください。

第 19 号様式(第 16 条第 1 項関係)

令和　　年　　月　　日

那覇市長　宛

所　在　地:
法人・団体名:
代表者役職:
氏名:　　印

首里城復興応援支援事業補助金
消費税額及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和　　年　　月　　日付け那覇市指令経商第　　号にて交付決定を受けた補助金について、首里城復興応援支援事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金確定額	金	円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
4. 補助金返還相当額(3－2)	金	円